

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府援助本土米供与(産業開発資金)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43576

对米交涉

(回覧番号 1106) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	総第
極秘	略 平	24787号
	第 1941 号	昭和 年 月 日 時 分
		44.5.29 20.00
	大至急 (至急) 普通・LTF	発電係 川林文

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米比一 起案 昭和44年5月29日 起案者 佐藤 電話番号 445
---	-------------------------------	--

協賛先
 米比一 大洋州課長 政策課長
 北米才二課長 専門機関課長 経済協力一課長
 経済協力二課長

大使 臨時代理大使
 在米 下田 総領事 代 理
 在 都 岸 日本 臨時代理大使
 高瀬 代 理

件名 沖繩本土米供与計画

1. 政府は、沖繩の一次産業南米資金確保のため、琉球政府の要望に応じ、本土米を琉球政府に無利子、無担保、3年据置き(琉球政府との話し合いによる)に引き上げ、これを20年の年賦払いの条件で売却し、琉球政府が右米穀を島内で販売し、得た代金

電信課長
 漢
 FZ
 英
 字
 濟

29 87

(※印内は電信課配入)
 昭和四二七一(改正)

上記南米資金に利用せしめる計画を
 検討し、近く(当初5月30日の予定)そのための
 国内立法年続とるための決議決定を行なう
 運びとなつてゐた。しかし、5月26日、
 在米米國大使信ハ一ツ一公使ハ、~~東洋~~アメリカ
 局長に來訪、本國政府の訓令に基き、
 本件計画に對する米國內米穀業者及米中
 連の議員の強固な反対を伝へるとともに、(イ)本大臣
 訪米前、米議金筋と利扱(本大臣訪米の本来の
 目的に好しからざる影響を及ぼさざるため
 決定の時期は慎重に考へて
 5月30日の決議決定を中止せしむ。 (ロ)
 本件計画がその通り実施せざると、沖繩の確立した
 米穀輸入パターン(輸入総需要約85トン、米國
 より約65、嘉州より約25トン)に根本的変更を
 加へざることは、右米、余剰農産物の処理に

○^{当示に連絡}感能~~と~~ 越~~す~~ ことといたし旨述べた。

(4) 当示人、公使は、米側情報では、琉政の南
 登計画付未だ~~未だ~~ 熟~~して~~ いる。今~~後~~ 計画~~の~~ 進行
 上~~に~~ 資金~~の~~ 出~~支~~ 上~~に~~ 注意~~を~~ 要~~す~~ ことと判断~~し~~ 旨述べた。
 十分 (琉政の南^上 内^上 復^上 元^上 一^上 売^上 の^上 代^上 金^上 と^上 400^上 十^上 万^上)
 200^上 十^上 万^上 (2^上 400^上 万^上 十^上 万^上)^上 十分と判断~~し~~ 旨述べた。
 日本側は是非^{米の表印は} 十分以上の資金の交付
 と判断~~し~~ 旨述べた。本計画は^{米の表印は} 25^上 十^上 万^上
 とし、残余資金需要^{米の表印は} 時^上 別^上 途^上 他^上 の^上 方式^上 に^上 する
 援助^{米の表印は} に^上 する^上 こと^上 付^上 出^上 来^上 行^上 の^上 取^上 柄^上 の^上 旨^上 述べた。
 日本政府の沖縄^{米の表印は} 間^上 戦^上 政^上 援^上 助^上 は^上 7^上 十^上 万^上 十^上 万^上
 200^上 億^上 円^上 以上^上 である^上。この^上 中^上 は^上 大^上 幅^上 に^上 増加^上 する^上
 こと、^{米の表印は} 対^上 国^上 維^上 持^上 事^上 情^上 に^上 依^上 り、^{米の表印は} 今^上 の^上 中^上 は^上 本^上 計^上 画^上
 に^上 する^上 援助^{米の表印は} を^上 考^上 へ^上 る^上 旨^上 述べ^上 明^上 し^上 旨^上 述べた。

(5) 当示^{日本政府との} 旨^上 述べ^上 明^上 し^上 旨^上 述べた。

(4) 当示^{日本政府との} 旨^上 述べ^上 明^上 し^上 旨^上 述べた。

GB-3 琉球政府との連絡を以て方針を示す旨述べたこと、外務省
 先方も同米側も同じ旨を示す旨述べた。

琉球政府との連絡を以て方針を示す旨述べたこと、
 先方も同米側も同じ旨を示す旨述べた。

2. 以上、とりとえを貴信参考まで、関係資料
 を送す。

(十八、高昭大使、日本政行事務局に転報した。)

(3)

秘密表示 (朱印)		部数指示		発信用	執務用	備考
秘 無 期限		主 値	31	1	5	4
		付			3	2
		送 日	昭和44年5月30日			
		送 日				
		送 日				
文書課長		公 信 案		(分類)		
公 信 番 号	米北/台 第 2218 号	日 付	昭和 44 年 5 月 29 日			
大 臣	主 官	起 案 昭 和 年 月 日	44 5 28			
政 務 次 官	アメリカ局長	起 案 者	藤 田 446			
事 務 次 官	参 事 官	電 話 番 号	446			
外 務 審 議 官	北 米 才 一 課 長					
外 務 審 議 官						
官 房 長						
協 議 先	総務参事官	政策課長				
	大洋州課長	経済協力課長				
	北米才二課長	専門機関課長				
	国際機関第一課長	経済協力課長				
受 信 者	在 米 下田大使	在 臺 甲斐大使	在 那 覇 告知大臣			
写 送 付 先	琉球 日本政府代表	琉球 日本政府事務長				
件 名	沖繩向本土米供与計画					
GA-2	29 310	外務省	回覧番号	111		

下田大使に本信を送付

送付先は本信子及公付局に

米北/台才2218号

昭和44年5月29日

在外公館長殿

外務大臣

沖繩向本土米供与計画

往電米北-台才1941号に關し、沖繩向本土米供与計画の概要、経緯等につき貴館参考手紙に下記のとおり通報する。

貴任国関係方面への照会については、下記参考の上、直直に答へて下さる、また、関連情報があれば報告して下さい。

1. 当方計画

(1) 経緯

本計画は、昨年10月沖縄を訪問した西村
 農林大臣が、琉球政府首脳に対し、本土米を
 琉球政府に貸与し、同政府が当該米を島内
 売却し得た代金を積立農業近代化資金
 に利用するとの構想を提案したことに端を
 発し、その後、琉球政府の強い要望もあり、
 政府部内で検討の結果、4月4日、総務長官、
 大蔵大臣、農林大臣及び太平洋大臣代理の向
 野基本閣方針につき、別添1の通りの了解を
 とするに至ったものである。その後、総理府の
 中心となり、行^要の立法手続のため準備を
 進め、5月23日、別添2の通りの沖縄における
 農業の振興開発に資するため琉球政府に

対する米穀の売渡しの特別措置に同意

する法律案~~案~~を定め、5月30日~~の~~閣議

を経て、国会に提出される運びとなっていた。

~~その結果に~~米國政府の了解申請に接し、閣議

決定を延期しあることは冒頭経電の通りである。

(2) 計画の概要

本計画の目的、売却方式等については、別添1

及び別添2により承知した~~こと~~。

売渡し米の数量についての当方の基本方針は、

別添1の閣議レールを解釈上の通りである。

実際問題としては、沖縄に対する主要米穀輸

出国としての米國、豪州との調整の中心と

するとして、当方としては、種々の考慮⁽¹⁾をとり、

1970年(暦年)に35トンを⁽²⁾1971年以降の

分については、^{その時の状況に照らし}、

米例と活し合に入つて
 定めるとの方針で、~~米例~~これは、冒頭経電の通り
 である。(当方は、当初、別添1の閣僚レベル
 了解の註書(3)の通り、俵与数量とあふむ
 毎年4万トンの年、計12万トンのとあること
 目標に12万トンの)

2. 沖縄の米穀管理の現状:

琉球政府は、「外国産米穀の管理及び
 価格安定に関する立法」(別添3)に基づき、
 年々の輸入量の決定、を含む沖縄の米穀輸入
 の管理を行なっている。(別添4. 対米交渉
 資料2項)

沖縄の米消費量は年々~~増加~~^{増加}9万トンのあり、
 沖縄の米生産量は~~1~~^約1万トンの前後であるため、
 沖縄は、毎年8万トンの上回る量の米を必要とし、

米園及び九州の輸入にしている。(別添4. 対米
 交渉資料2項)

3. 関係方面の立場.

(1) 琉球政府.

琉球政府は、屋宜重彦以下、本土米俵与
 計画に極めて積極的であり、開港首を以て出
 来るべく多く確保するため、毎年、最大限8万ト
 (沖縄の米輸入量の合計)、最小限6万トンの
 本計画により受け入れたと強く希望している。
 (別添5. 琉球政府館長農林局長との会話)

(2) 米国政府.

米国政府は、当方の本土米俵与計画に
 直向から反対するとの態度をとっているが、
 従来からの沖縄における輸出市場の江戸を

確保することに強い関心を有し、^{その旨を}~~その旨を~~
 申し上り、^{1910年、1911年の両年}他、^{1910年、1911年の両年}1910年、1911年の両年
 には、PL480号による米穀供出を^{行な}うべき旨
 琉球政府に提案していること、冒頭電の趣
 である。(別添6-9、米比-米比)

(3) 泉州政府

泉州政府は、泉州米の輸出市場確保の
 見地から、^{の米}当方米産量に^{の米}ついては、
 泉州米の市場に^{の米}を考慮して^{の米}申し上
 り^{の米}している(別添10、在米大使館商務参
 事官との会議)

4. 今後の進め方

本件の今後の進め方については、冒頭電
 及び別添11.の対処方針案の通りである。

なお、琉球政府との話し合いについては、米露
^{西国}とくに米国との話し合いにある程度の見通し
 した後は、~~その旨を~~屋良主席に旨を事情を
 説明し、了解を求めようとする。

付属空便(行)

本信送付先 米 露
 本信写送付先 日本政府沖縄事務所長
 日米琉諮問委員会日本政府代表

2. 沖縄における外国産米の輸入管理体制

沖縄における外国産米穀の輸入については「外国産米穀の管理に関する法律」に基づき「価格安定に関する法律」により管理されている。

これによる琉球政府はあらかじめ毎年

- (1) 外国産米穀の輸入数量
- (2) 外国産米穀の消費者価格の最高限
- (3) 備蓄米の数量
- (4) 外国産米穀1トンの徴収すべき課徴金の額

を告示し、この条件の下に主席の指定を受けた指定業者(専ら)

が米の生産国と自由にコマーシャルベースで米穀を輸入

し、沖縄の米穀の流通機構を通じ消費される。

これらの管理体制は琉球政府の価格支持における行政指導

として行なわれており、行政指導については、米民政府との関係又は同政府

府からの指示は行なわれていない。

3. 1970年までの米の供給見通し

(1) 1969年5月20日現在の在庫量 12,283 トン

(2) 購入契約済の入船予定量 47,760 トン

1969年2月 8,700 トン (加州米)

1969年5月 5,460 トン (長州米)

1969年8月 8,200 トン (加州米)

1969年11月 5,200 トン (加州米)

2 沖縄における外国産米の輸入管理体制

沖縄における外国産米穀の輸入については「外国産米穀の管理の価格安定に関する法」による管理されている。

これによる琉球米穀の輸入の管理

- (1) 外国産米穀の輸入数量
- (2) 外国産米穀の消費者価格の最高限度
- (3) 備蓄米の数量
- (4) 外国産米穀の輸入の徴収する消費税の額

を告示し、この条件の下に主催の指定を受けた指定業者(公社)が米の生産国と自由にはコマーシャルベースの米穀の輸入し、沖縄の米穀の流通機構を通じて消費される。

これらの管理体系は琉球政府の価格支持における行政指導をもつて行なわれており、行政指導にかつて、米民政府との協議又は同政府からの指示は行なわれていない。

3 1970年までの米の供給見通し

- (1) 1969年5月20日現在の在庫量 12,283 トン
- (2) 購入契約済の船舶手定量 47,700 トン

1969年7月	8,700 トン	(加州米)
1969年8月	5,400 トン	(惠州米)
1969年9月	8,700 トン	(加州米)
1969年10月	8,700 トン	(加州米)

（単位：トン）

1969年	12月	5,400 ^{リットル} (豪州米)
1990年	1月	5,900 ^{リットル} (")
1990年	2月	5,400 ^{リットル} (")
(3) 島産米生産見込量		10,000 ^{リットル}

(4) = (1) + (2) + (3) = 69,983^{リットル}

(5) = 最近における15月の消費量 = 6,500^{リットル}

(6) = (2) の輸入に続く輸入時期

$(4) - 13,000^{リットル} \div 6,500^{リットル} = 8.75$ 月 (備蓄米)

∴ 1969年5月20日 + 8.75月 ≒ 1990年2月

4. 1990年2月以降の輸入について

(1) 琉球政府は全量本土米に希望してゐる。

(2) 積立金の運用計画からみて砂糖製造業等農産加工業の

企業構造の高度化資金については 18,000^{千円} (米1トンの

の積立金 200^{千円} として 90,000^{千円} 分) は直ちに貸付け得る要

であるので積立金の運用計画にあわせ⁽²⁾ 本土米の売却

は 1990年2月以降直ちに実行して差し支えない。

(3) 1年以内の需要は $6,500^{リットル} \times 12月 = 78,000^{リットル}$ であるが

島産米の生産見込は 12,000^{リットル} であるので

必要となる輸入量は $78,000^{リットル} - 12,000^{リットル} = 66,000^{リットル}$ である。

1969年	12月	5,400 ^ト	(豪州米)
1990年	1月	5,400 ^ト	(")
1990年	2月	5,400 ^ト	(")
(3)	島産米生産見込量	10,000 ^ト	

(4) = (1) + (2) + (3) = 61,983^ト

(5) = 最近における1ヶ月の消費量 = 6,500^ト

(6) = (2) の輸入に続く輸入時期

$$\frac{(4) - 13,000^ト}{(備蓄米)} \div 6,500^ト = 8.7ヶ月$$

∴ 1969年5月20日 + 8.7ヶ月 = 1990年2月

4. 1990年2月以降の輸入について

(1) 琉球政府は全量本土米を希望してゐる。

(2) 積立金の運用計画からみて砂糖製造業等農産加工業の

企業構造の高度化資金については、18,000^ト (米1トに当

り積立金200^トにわたる90,000^ト分)は直ちに貸付け得る需要

であるので、積立金の運用計画にあわせ⁽²⁾本土米の売却

は、1990年2月以降直ちに実行して是支えなる。

(3) 1年以内の需要は $6,500^ト \times 12月 = 78,000^ト$ であるが
 島産米の生産見込は $12,000^ト$ と計画してゐるので
 $78,000^ト - 12,000^ト = 66,000^ト$ の輸入が必要である。

5 沖縄援助の弾力性をたたく計画

(1) 1950年2月 ~ 1951年1月 までの1年以内

ア 糖業合理化事業 (金利8%以上の借入れ融資)	5,000,000 円
イ 畜産振興事業 (990haの草地改良等)	800,000 円
ウ 芝草農地開発事業 (調査のみ)	200,000 円
計	6,000,000 円
	(30,000円に相当)

(2) 2年次

ア 糖業合理化事業 (金利9%以上の借入れ融資)	3,000,000 円
イ 畜産振興事業 (1,200haの草地改良等)	800,000 円
ウ 芝草農地開発事業 (9事業 3,000 調査 200 調査)	3,200,000 円
エ 水産養殖事業 (給由政府)	200,000 円
計	7,200,000 円
	(38,500円に相当)

(3) 3年次

ア 糖業合理化事業 (金利6%以上の借入れ融資)	6,000,000 円
イ 畜産振興事業 (9事業 3,000 調査 200 調査)	3,200,000 円
ウ 水産養殖合理化事業	800,000 円
計	10,000,000 円
	(50,000円に相当)

別添 3

○外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法 (一九六五年七月二日)

法律 第九十六号

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

公布 一九六五年七月二日

施行 一九六五年七月二日

立法院の議決した外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法に署名し、ここに公布する。

第十六編 農林・水産 第二章 農業

外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法

五〇一

第十六編 農林・水産 第二章 農業

外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法

五〇二

(外国産米穀の消費者価格)

第四条 外国産米穀の販売を業とする者は、第九條第一項の規定により決定された消費者価格の最高限をこえて外国産米穀を販売してはならない。

(備蓄米の保有の指示)

第五条 行政主席は、住民食糧の確保のため必要があると認めるときは、指定業者に対し一定量の外国産米穀(以下「備蓄米」という)の保有を指示することができる。

2 政府は、備蓄米の保有に要する経費を補償することができる。

(課徴金の徴収)

第六条 行政主席は、第五條第二項の規定による補償、補作振興法(一九六五年立法第五十七号)第十七條第三項の規定による補助及び事務取扱いに要する費用等に充てるため、指定業者から、当該指定業者が輸入する外国産米穀につき、第九條第一項の規定により決定された課徴金を徴収することができる。

2 指定業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する課徴金を納付しなければならない。

(米穀審議会の設置)

第七条 政府は、米穀審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、行政主席の諮問に応じ、米穀の管理及び価格の安定について、調査審議する。

3 審議会は、前項の規定する事項その他特に必要な事項について、行政主席に対し建議することができる。

(審議会の組織等)

第八条 審議会は、委員十五人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、立法院の同意を得て行政主席が任命する。

一 消費者を代表する者 四人

二 指定業者を代表する者 三人

三 市町村を代表する者 四人

四 学識経験のある者 四人

3 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、立法院の閉会中であるためにその同意を得ることができないときは、行政主席は、前項の規定にかかわらず、立法院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後初めて開会する立法院で事後の承認を得なければならない。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

8 委員は、非常勤とする。

9 前八項に定めるものほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

〔疏法四八〕

(外国産米穀の輸入数量及び価格等の決定)
第九條 行政主席は、毎年度、次の各号に掲げる事項について、審議会に諮り、これを決定しなければならない。

- 一 外国産米穀の輸入数量
- 二 外国産米穀の消費者価格の取崩限
- 三 備蓄米の数量
- 四 外国産米穀一トンにつき徴収すべき課徴金の額

2 第一項第二号に規定する消費者価格の最高限は、家計費、物価その他経済事情を参照し、消費者の家計を安定せしむることを旨として、定めるものとする。

3 第一項第四号に規定する課徴金の額は、各年度における備作振興法第十七条第三項の補助に要する費用に、当該年度における備蓄米の保有に要する費用、事務取扱いに要する費用その他必要な費用を加えた金額を、当該年度における外国産米穀の輸入数量で除して得た金額を基準として、定めるものとする。

4 行政主席は、第一項各号に掲げる数量、価格及び課徴金の額を決定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
(数量及び価格等の改定)

第十條 行政主席は、米穀の需給の調整及び価格その他経済事情に著しい変動が生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、審議会に諮り、前条第一項の規定により決定した数量、価格及び課徴金の額を改定することができる。

2 前項の場合には、行政主席は、遅滞なく、これを告示しなければならない。
第十六編 森林・水産 第二章 農産 外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法

ばならない。
(指定業者に対する指定)
第十一條 行政主席は、第一條の目的を達成するため、指定業者に対し、必要な指示をすることができる。

(報告)
第十二條 行政主席は、外国産米穀の管理及び価格の安定に関し必要があると認めるときは、指定業者から報告を徴することができる。

(指定の取消)
第十三條 指定業者がこの立法又はこの立法に基づく規則の規定に違反したときは、行政主席は、その指定を取り消すことができる。
(施行規則)
第十四條 この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)
第十五條 この立法の規定により取り扱われる外国産米穀を第九條第一項の規定により決定された消費者価格の最高限をこえる価格で取引をした販売業者は、一年以下の懲役又は二百五十ドル以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の規定に違反する行為をなしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の罰金刑を科する。

第十六編 森林・水産 第二章 農産 外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法

第十六編 森林・水産 第二章 農産 外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法

附則

- 1 この立法は、公布の日から起し、一九六五年七月一日から適用する。
- 2 この立法の施行の際現に米穀需給調整臨時措置法（一九五九年立法第二百二十五号、以下「旧法」という。第三條第一項の規定により指定を受けた指定業者は、この立法第二條に規定する行政主席の指定を受けた者とみなす。
- 3 この立法の施行前に輸入許可を受けた外国産米穀で、この立法の施行後に輸入される外国産米穀は、この立法第九條第一項の規定により決定された外国産米穀の輸入数量の範囲内のもものとみなす。
- 4 この立法の施行の際現に旧法第八條第一項の規定により決定された外国産米穀の消費者価格は、この立法第九條第一項の規定により決定された外国産米穀の消費者価格の最高限とみなす。
- 5 この立法の施行前に輸入許可を受けた外国産米穀で、この立法の施行後に輸入される外国産米穀については、この立法第六條の規定は、適用しない。

沖縄に対する本土米の供与について

4444
総 理 府

1. 政府は、琉球政府に対し、食糧管理特別会計から国内売渡価格の水準で本土米を売渡し、その売却代金について無利子無担保による20年間（うち3ヶ年据置）の延納を認める。
2. 数量については、沖縄に対する従来の米の輸出と調整のうえ、琉球政府が希望する数量の範囲内で協議して定める。
3. 琉球政府は、売渡しを受けた本土米の販売代金をもつて基金を設け、産業開発のための資金にあてる。
4. 政府の売渡価格と琉球政府の売渡価格との差額に相当する額については、政府が琉球政府に交付することによつて処理するものとする。

註 (1) 産業開発基金の用途

- ア 糖業合理化資金
 - イ 産業基盤整備事業資金
 - ウ 畜産振興事業資金
- (2) 上記の措置を実施するために必要な法的措置を講ずるものとする。
 - (3) 供与数量は毎年おおむね4万トンづつ3ヶ年計12万トンを目標とする。
 - (4) 運賃は沖縄援助費をもつて支弁する。

2039

沖縄における産業の振興開発に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しの附する特別措置法(草案)

政府は、沖縄(沖縄県の区域とされていた地域をいう。以下同じ。)が復帰するまでの間における沖縄に対する経済援助の一環として、沖縄における産業の振興開発に要する資金の財源の確保に資するため、琉球政府に対し、その要請に基づき、米穀を次に掲げる条件により売渡すことができる。

ただし、琉球政府がその売渡しに係る米穀を売り渡して得た代金を積み立て、その積立金を沖縄における農業生産の基盤の整備及び開発のための資金、砂糖製糖産業等農産加工業の企業構造の高度化のための資金その他政令で定める産業の振興開発のための資金として使用するための措置を定めた場合に限る。

一 売渡しの価格を政府が沖縄における米穀の消費者価格を参酌して定める価格とすること。

二 売渡しの対価の支払条件を、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで支払期間二十年以内(三年以内の繰上期間を含む。)の年賦支払の方法によるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

二 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の次に次の一項を加える。

六 政府は、当分の間、沖縄の産業の振興開発に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しに附する特別措置法(昭和四十四年法律第...号)の規定に依る米穀の売渡しに因り生ずる損失を補填スル爲子算ニ定ムル金額ノ範囲内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ノ国内米管理勘定ニ繰入金ヲ爲スコトヲ得

理 由

沖縄に対する経済援助の一環として、沖縄における産業の振興開発に要する資金の財源の確保に資するため、政府が、琉球政府に対し、米穀を特別の条件により売り渡すことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ソカヒ 万部

大政事外外官
務次
巨官官審審長
儀書文会管給

総人質厚計

参附坪

参領旅移

ア 参北京經

長 中西經

米 参北北保

中南經

参一ニ

参西東洋

長

参近ア

次海經國方

参質統國

参政法二

参一經

参条協規

参政経科

参社專

参道内外

一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 23828 米 菅
 69年6月2日 21時45分 米 菅
 69年6月3日 10時54分 本省 菅

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (特選局長、フイン会談)

本エ米供与

第1692号 略

2日山野局長は北米第1課長及びキウチと共に日本部長を
 往訪次の如く意見交換した。(先方マケルロイ同席)。

1. 開金移管問題

先方よりUSOARからスズキ監事答申案の要旨報告を受け
 けたが電報だけではどうもよく頭に入らないし、シエナも
 同じらしいとて説明を求めたので(イ)当方より詳細に解
 説(先方は特に米側出資金のIDENTIFICATION及び政策委員会の
 リュウキュウ側委員が多数をしめる点
 に関心を示した)ところ。(ロ)先方はよく分つたがなお
 シエナに局長からとくと話していただきたく。その上でワ
 シントンの当局間で協議してからUSOARとも連絡し米
 側の態度を決定したいと述べ。(ハ)当方質問に対しス
 ズキ監事に来華を願うか否かもその際決めたいと答え。なお
 USOARはこの点につきまだ「あお信号」を出しておら
 ず「き信号」であるにつけ加えた。(注：シエナとは3日
 午後会うこととした。)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. 本土米の供与問題

当方より最近の進ちよく状況を説明し、(イ)PL480
 はどうしても困る(復帰をひかえての長期の負債はおかし
 く。かつアメリカ生産者の市場シェア確保といういわば判
 り易い問題と異り全然説明がつかないから)旨。これを無
 理に実施すればアメリカの好意に出でたことがかえつて反
 感を買うべき旨強調したところ。(ロ)先方はたく山の関
 係当局があり複雑な問題なので暫く時間がほしいが、説得
 は決して容易でない。また本土米供与限度を2万トンとし
 てあくまでがんばるようあちこちから強い圧力を受けてい
 ると語り、いずれにせよ山野局長出発前再び話合うことと
 したいと述べていた。(注：PL480はトン数に比し第
 2義的な問題であるとの印象を受けた。)

3. OLO

当方より改正内容及び施行時期につき十分前広に日本政府
 と協議してもらわなくては困る旨述べたところ先方はこれ
 を確約すると共に、かかるプロセスを経て施行の際はぜひ
 日本政府の支持表明を得たいと希望していた。
 ナハに本電内容連絡ありたい。

2

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

り、現地に長期的なビジョンを与え、経済を建直し、振こ
うさせるため、早急に民政府、在京米国大使館、リュウ政
ならびに日本政府関係実務家を交え、経済発展計画の策定
を行うこととしたい。本件構想は既にアドコムに提出され
、目下検討されている大衆報告として触れるもの~~を~~
~~要旨~~を~~も~~包含して、実務家による検討の場を設けるこ
ととしたい。早急に着手せざるにおいてはリュウキウ経
済見通しは不安に包まるべく、時間を無だにたくない旨
当方より述べた。

右に対し先方は、本件構想に積極的に異論はとなえざるも
、人的、資金的側面からその実効性に疑問を示した。しか
し、より具体的な構想を在京大使館にでも提示されるにお
いては検討してもよい旨述べた。

5. リュウ政に対する財政援助

当方より明年度援助計画に関する予算編成作業に着手しな
ければならず、かたがたヤラ主席にも多々の注文があり、
7月にはナハに出張して、リュウ政、民政府を交え、十分
相談を重ねたいと述べたところ、先方はナハへの山野局長
の出張は有意義であり、タイミング等在京大使館に連絡い
ただげば本件~~運~~びにつき検討したいと述べた。

6. リュウ政のあか字財政

先方よりリュウ政の財政あか字は69年度2,000万ド

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ル、70年度は1,500万ドル前後であり、ヤラ政権は
健全財政へ持つてゆく努力を行なっておらず、またその能
力にも限度があるようだ。もとよりその責めはヤラ主席一
人に帰すべきでなく、施政権者たる米国政府の責任でもあ
るが、本件は政治問題に発展しかねず、米国政府としては
重大な関心をよせている旨御伝えしたいと述べた。

右に対し、当方より、前記あか字はばは数字に異論はある
が、それはさておき、昨年はオキナワは三大選挙により政
治は少なくとも半年間は停滞し、また、復帰見通しにより
、投資の抑制等悪条件が重なっていかんながら景気は下降
するばかりであり、これを直ちに建て直すことは不可能で
ある。従つて、7/年度を目ざしてより長期的観点から日
米協力して援助の手を差のべる必要がある旨述べておいた

要旨ナハに連絡ありたい。

(3)

— 4 —

(回覧番号) 1173 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘	符号表示 略 平 総第 25766 号
第 1103 号	昭和 44 年 6 月 5 日 時 分 秒
大至急・至急・普通・LTF 発電係	

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和44年6月5日 起案者 石野 電話番号 446
---	-------------------------------	---

協議先

総務参事官
国際機関第一課長
北米才二課長

政策課長
大洋州課長
経済協力才一課長
専門機関課長
経済協力才二課長

臨時代理大使
在 米 下田 総領事
あて 大平 大臣 発
代理 代理

電 在 大使 臨時代理大使
報 在 総領事 代理 あて

件名 沖縄向け本土米供与問題

往電 米北一合才1941号及び貴電才1715号

に南シ

今国会中に本件実行、国内立法の
手続を終了する為には来週中に法案提出の
ための商議決定を必要とする

(山野局長と連絡)

電信課長
漢

5 写 52 濟

事情を米側に説明の上、冒頭往電に当り提
案(とくに供与米の量)に対する米側の回答
を督促したい。

3

秘

ソガ 万
シヒ 博

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 24198 主管
69年6月5日21時16分 米 国 発 着 米北1
69年6月6日10時21分 本 省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ本土米供与について

第1737号 略 至急

貴電米北1第1103号に關し。

5日ヤマノ局長より大統領府スナイダー補佐官に対し日本側事情をとくと説明すると共に、米側が本件について日本側事情を理解した措置をとられることがオキナワ返かん問題の重要性がここまで大きくなっていることにかんがみ、極めて重要である旨を述べるほか、チバ課長よりフィン日本部長及びシエナ陸軍省次官補代理に対してもくり返し事情を説明するなどい意米側の説得につとめている。ヤマノ局長は明日チバ課長、キウチ書記官と共にフィン日本部長と会談し更に説得に努める所存につき、以上とりあえず。

(7)

外務省

(回覧番号 1218) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 26350 号
※ 第 1138 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発	44.5.9 18.05
大至急・至急・普通・LTF		※ 発電係 和

主管 大田 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長

主管局部課(室)名 アメリカ局長 米北1

起案 昭和44年6月9日

起案者 阿 電話番号 446

協賛先

給務参事官、政策課長、専門機関課長、国際機関第一課長、経済協力課長、大洋州課長、北米第二課長、経済協力課長

在 米 下田 臨時代理大使 総領事 代理 米北1 大臣 発

電 報 在 大 使 臨時代理大使 総領事 代理 米北1

件名 沖繩何ヶ本土米供与計画

貴電米北1737号に關し

9 75 日丹立法手續等を含め、本件、今後、進め方
にマシ直しを要する必要あり、6日のフィリピン
部長との会議結果等、現段階、米側の
本件に關する態度につき至急回電ありたい。

(3)

GB-1

漢 字 濟

在米米大使館に於ては東郷局長の
 帯電に於けるお合の基き、
 帯電の報告を得たこと
 在米米大使館に於ては、お合の
 供与可米米量は、お合の
 及本例はPL48の計画を撤回
 するべく申入れの予定である。

GB-3

外務省

(回覧番号) 1230 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 第 1149 号	総第 26503 号
昭和 年 月 日 時 分 秒 昭和 44.6.10 17.04		発電係 11 月
大至急・至急・普通・LTF		

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和 44 年 6 月 10 日 起案者 大河 電話番号 446
---	-------------------------------	--

協議先

総務参事官	政策課長	大洋州課長
印務課長	経済協力課長	専門機関課長
北米才一課長	経済協力課長	

在 米 下田 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 在 総領事 代理 あり

件名 沖縄何本土米供与問題

往電 米北一 米1138号 12月1日

10日 大河原参事官は在京米大

使館 バーナム公使に対し、本件に

関しては、東郷局長 ~~の報告を~~

~~の報告を~~ のワシントン出発の段階ではトシ

漢

漢 済

(※印欄内は電價取込)

(昭和四三二改正)

GB-1

についての最終的な合意には達しないが、
このことあり、その後山野局長と石川部長
の会談が行われた模様であるが、日本政府と
しては法案の国会提出時期をこれ以上せん
延ばせることは出来ないので、米側の了解の下に
3万トン、PL480がしということで、速やかに
手続を進めたいが、米側の回答が遅れる場
合には諸般の状況にかんがみ、右案にて進め
ざるを得ない旨申し入れた。

これに対し「バ」公使はこの旨を早速
本國に取り次ぐとともに、その後の話し合
いの状況につき照会し早急に回答越
す旨述べていた。 参考まで、

(3)

漢

(回覧番号 1228) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (秘・秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 第 1152 号	総第 26720 号 昭和 44 年 6 月 11 日 20 時 06 分
大至急 至急 普通・LTF		発電係 ト

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 第一局長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和44年6月11日 起案者 電話番号 446 ☎(不27)
--	-------------------------------	---

協議先 1 総務参事官 国際機関課一課長 3 北米才二課長	政策課長 経済協力課長 経済協力課長	大洋州課長 専門機関課長
--	--------------------------	-----------------

在米下田 総領事 代理
あて 愛知 大臣 発

電報在 大使 臨時代理大使 代理 代理 代理

件名 沖縄向け本土米供与問題
及米年17842
往電第1144号に同じ

1. 11日 在京米大使館 バーディー
公使は大河原参事官に対しワシントンより
9電話連絡に~~よ~~ (1) おでに東郷
局長に~~も~~ 伝えているが~~米~~

11 107

済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

3万トンは7117の農務者の同意は得られず、
 於今後ともその見込みは~~なし~~、もし日本側が
 2万トンにありまらばPL480は撤廃するこ
 とも考慮される。(2) 日本側が"ど"の
 "12"の中"3"ならぬならば日本側 unilateral
 の措置~~を~~ 22にならざるを得ないが、2
 年度以降は12について今後米側に十分相談
 して~~米~~ あれば米側可成り多量
 におさまるのではない。かゝると述べた。
 2. 沖に対して大河原参事官
 より日本側としては3万トンを譲ることは
 出来ないわけで一方的に平議を遂げる
~~ことは得ない~~ 数字はおもてに米上ない
 ようおそれるだけの努力をせよと述べた
 たところ「バ」公使は"このまうな"

GB-3

外務省

配慮をしてもうえれば「有難い旨述べ」ていた。

~~以上~~

以上の次第に及ぶが

17日

3. 総理府では、^{（専ら此等この方針を以て）}閣議にて本件法案の閣

会提出を決定すべく午議を遂行することとした由

である。

(了)

（回覧番号） 1273， 外務省電信案 （分類）

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示 暗 略 平	総第 27648 号
	第 1173 号	昭和 14 年 6 月 16 日 28 時 分
	大至急・至急・普通・LTF	発電係

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課（室）名 北米一 起案 昭和 14 年 6 月 16 日 起案者 佐藤 電話番号 445
--	-------------------------------	--

協議先

総務参事官	政策課長	専門機関課長
国際機関第一課長	経済協力課長	大洋州課長
北米才二課長	経済協力課長	

在米下田 大使 臨時代理大使 代理 俊知 大臣 発

在豪 伊斐 大使 臨時代理大使 代理 俊知 大臣 発

件名 沖繩問題（本土米供与）

音電才 1784 号に因り。

16日、在京米國大使館 江少参事官は、八口定心

農務官と伴い、大河原参事官と米派、米政府

部内の知後の検討の結果、(1) 米側が受諾し、

日本側初年度分は、(2) 25トンの配属を、

（そのほか、202. 当分の配属は、本國の新令に明確に説明する旨を答へる）

電信課長
漢

16 字 濟

日本側が、右に受諾すべし、米側は、
PL480号計画、と取りやめる用意ありと云ふ。(12)
日本側が、35トニに固執すべし、米国内の
政治問題化するおそれ大なりと云ふ通板
越した。 之中に對し、當りより、往電米比一
才 1741 号の、當り立場を採り、上記米例
提案に受諾し、かゝる旨を、
貴信より、米側に対し、當り事情を、
説明すべし、また、合同の米例提案、有等
米例印内の、知後の事情につき、
電的、
なお、本港、自係、米派、提出の、周議、決定
は、20日の予定、(提案最終案、送る。)
在豪に、電、ハ、東、高、野、大使、日本政府、
に、電、ハ、

ソカ 万博
ヒヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

内務省
事務次長
官官審長
秘書文会官給

総人電厚計

参謀
参領旅移

参北京
参中西
参北保
参一二
参西東
参四

近ア長
参書近ア
参海経国

参領統
参政技
参国一

参条協規
参政経科
参社専

参道内外
一二

総番号(TA) 25870 米国 主管
69年6月16日20時00分 米北
69年6月17日09時17分 本省 参着

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ向け本土米供与問題

第/849号 極秘 至急

貴電米北/第/173号に関し

國務省日本部係官は/6日キウチに対し次のとおり述べた

本件についてはせつかく山野局長とフィン部長との暗もくの了解によつて処理された所、外務本省が在京米大使館に対し正式申入れを行なわれた(貴電米北/第/144号)ので事態は却つて紛きゆうした。すなわち3万トンについてはAGREEすることを求められればそれはできないと回答する以外にない。ただし、上記在京大使館と外務本省とのやりとりにもかかわらず、3万トンについてはこれをACQUIESCEするものとの立場にかわりなく、右に従つて日本側の一方的な措置として関係法案手続を進められて結構である。日本側においていたずらにねた子を起されたのでは米側として事務処理上極めてくるしい立場に立たされることとなる。本件については在京大使館に改めて指示したが、日本側において3万トンを2万トンに減額し

外務省

極秘

米北

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

てくれればPL480による1万トン供与を取下げの上でもHELPFULであるということ、3万トンをACQUIESCEするとの立場は山野局長とフィン部長との会談のとおりである(電第/784号ならびに貴電米北/第/152号/。(2)及び2。)。また、3万トンにせよ2万トンであるにせよ、GRIと日本側とで米側とGRIとの間に存するようなNORMAL MARKET AGREEMENTを締結することが可能かどうかの技術的な問題は残るが、市場を混乱させないでほしいとの希望を日本側に御伝えする。また、次年度の本土米供与額については現段階で触れることは回避したい。

(3)

外務省

極秘

秘
無期限

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	2	1	3
付	308		
属			

昭和44年6月20日
 発送日
 発信用 タイプ 長

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 2520 号 公 信 案 昭和 44年 6月 19日 日付

大臣	主管 アメリカ局長	起案 昭和 44年 6月 19日
政務次官	参事官	
事務次官	北米才一課長	
外務審議官		起案者 石河 電話番号 466
官房長	主任	

受信者 在米 下田大使
 在豪 甲斐大使

発信者 愛知外務大臣

互送付先 (希望発送日) 6月19日

件名 沖縄向本土米供与問題 (資料送付)

GA-2 外務省 19 243 回覧番号

米北/合才 2520 号

昭和44年6月19日

在外公館長殿

外務大臣

沖縄向本土米供与問題 (資料送付)
 米大来電 1784号に因り、
 以後の本件関係資料次の通り別録
 送付可也。

1. 本土米供与に関する法案
2. 屋良主席の本大臣宛書簡

付属添付
 本信送付先 在米大使
 在豪大使

会議録に
マモ欄にあり

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)		
機密表示 (機密の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 28652 号
秘	石第 225/号	昭和 44.6.20 10時51分発
電信課長	大至急・至急・普通・LTF	発電係 5/27
主管	主管局部課(室)名	
大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	アメリカ局長 参事官 北米才一課長	米北一 起案 昭和44年6月20日 起案者 石河 電話番号 446
協議先		
総務参事官 国際機関第一課長 北米才二課長	政策課長 経済協力一課長 経済協力二課長	専門機関課長 大洋州課長
在 豪 甲斐 総領事	臨時代理大使	あて 愛知 大臣 発
電 報 在	大使 臨時代理大使	あて
	総領事 代理	
件名		
沖縄向け本土米供与問題 (国内法案)		
往信米北一合 2520号に關し		
20日本件法案国会提出のための内閣議決定を		
了した。(国会提出は来週中の見込み。)		
また、岸外務事務次官、高橋大使に電報		
した。		

20-120

字 濟

送 信 係 長

(※印内は電信課記入)

(昭和四三・七一改正)

GB-1

専門機内洋紙

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (T A) 6722
 69年6月20日22時50分 米 国 主管
 69年6月21日12時03分 本 省 発着 米北/

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

本土米供与問題

第1897号 略 至急

貴電米北/合第225/号に関し

20日国務省国際通商担当グリーンワルド次官補代理の求めによりヨシノ公使は次の通り会談した(先方出席者。国務省しよくりよう担当ARNALD、ケマ、日本部マケルロイ、農務省MEADE、HUTCHINS、当方、木内・サノ)。

グリーンワルドは日本がそのコメの価格支持政策のゆえをもつて政治問題を^レ出してくるものとは予想しなかつた。FAOの原則に従い非経済的生産者が通常の商業貿易をそ害することは容認し難い。ただし、オキナワの特殊事情にかんがみ2万トンのみにつき了承することとし、他方PL480による1万トンはこの際考えないこととする旨述べた。

よつて当方より、6万トンよりようやく3万トンに落ちつけた経緯、返かんをひかえリユウキユウ農産物の振こうには

外務省

秘

ソカヒ

総務課

次官

秘書長

総務課

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本件本土米の供与が不可欠であること、オキナワの特殊事情にかんがみ本件が政治問題化した場合には日米双方とも困難な立場におかるとあるべく、3万トンをぜひともA C Q U I E S するよう固執した。

しかるに先方は、初年度に3万トンにつき応答することは、あくまでもとうとつてあり、なが年の実績の上に立つ加州産米業者の立場があつて加州出身議員の政府に対する圧力には大なるものがあり、政治的にみても I N T O L E R A B L E である。従つてリュウ政が本件本土米についての取極を行う時点から1年間については、日本を除く米、泰、タイの輸入シェアを最低75000トンに見積り(注：先方は通常輸入量は90000トンないし105000トンと述べた)、右見積りに基く輸入をそん重する旨リュウ政がコミットするようにしてもらいたい。さすれば国内的に説明が容易となり、その限りにおいては2万トンでなく3万トンの本土米の流入につきA C Q U I E S することとなつてもやむを得ない旨述べた。

右に対し、当方より、貴方提示の各数字については疑問があり、殊に75000トンの通常輸入額そん重についてはリュウ政が果してコミットできるか極めて不明である、また、やがて日本に返かんされる領土につきこのような提案が受たくしうるか極めて困難な問題と認められ、コメント

外務省

秘

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

が日本の領土であることを前提とすれば極めて不都合な要求であるが、他方、オキナワ返かんにつき既に話し合いを始めているという現段階では過渡期的現象であり、従来オキナワを自国の市場として米を輸出していた輸出国側の立場を考えれば、わが方においても理解を示す必要があるものと思われる。

3. かりにわが方がオキナワ未返かんの現状において、少くとも本年だけはこのような「通常市場」の要求を考慮するという立場に立つならば、(先方は今後オキナワが返かんされるまでということを中心しているのではなく、単に日本側がどうしても3万トンを本件PL480類の措置で売り渡すことを主張するならば、本年に限ってオキナワ当局との契約に75000トンの通常市場の条項をそう入してほしいと主張しているに過ぎない)、75000トンという数字が過大かどうかの点を検討する必要があるところ。この点については先方は景気さえよければオキナワは年間105000トン位の米を輸入する需要があり、日本の3万トンの輸出を差し引けば、残余は全部COMMERCIAL BASISの輸出となる(従って米側としてはPL480は断念する)との立場を表明している。問題は契約に当りオキナワ当局がこの数字を単純に受け入れるか否かであり、オキナワ側が特に異議をさしはさまなかつた

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ならば、わが方としては本年は一応免責されるととなる。万一オキナワ側が75000トンは過大であり、これを例えば50000トンに削減方を主張する場合はどうかという点であるが、この点については一応わが方においてオキナワ側の意向を早期に打しんし米側に伝えることも考えられるが、米(コメ)の買付を行うのはオキナワ政府であるから、むしろ同政府をして米軍当局と現地において直接交渉させるのが適当かと思われる。要するに先方は日本がコメをPL480類の措置で他国の管理下にある地域に売却する以上、現在米軍が余じよう農産物を輸出する場合とほぼ同様の措置をとつてほしいと要求している次第である。なお、現実に75000トンの第三国米が一年後にオキナワに何らかの理由で輸入されない時の責任は、形式的には買入主たるオキナワ政府にある訳であるが、コメの需要量の算定はオキナワのような特殊な状況下においては極めて困難なものである以上、これが下回わる結果となつても、本年一年分に関する限りさして問題とならぬものと思考される。

4. 米側は目下コメの余じよう問題に手をやいており、殊に本件については大統領の地ばんであるカリフォルニア出身の議員が極めて強い関心を示している由であるので、本

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

件につきPL480を簡単に断念する訳にも行かず。また、従来の通常輸出市場をそ害されたとの印象を与えることにも極めて善かいたである。

5. 以上の米榷の提案は日本側が2万トンの輸出で抑えるならばもち論その必要はないのであるが、1万トンを追加し3万トンとするならば前記の理由で米政府としても一本くぎをさしておかねばならぬとの趣旨で行われたものと認められる。問題はオキナワ返かんという日米双方にとり極めてデリケートな問題をかかえている際だけに、本省におかれてもこれが取扱いに御ふ心のところとはい察するが、他の経済問題、航空問題等がさん積しているおりからこの種の案件につき更に日米双方のしん経をいらだたせることは大局から見て極めて不得策と考えられるので、以上御かん案の上何とか妥協案に達するよう先方案の諸点につき特に御審議ありたく、切にお願い申し上げる。

(3)

他国より輸入については、暹ロ、同政府の
 決定を以て之に依りて之と相のひ、結局、日米
 両政府にて、之れを以ての国内対策上あり、
 最も得策と考へらる。 (二八日につき、小室特産局長
 も同意見である。余亦、泉州に於ても、当面立場
 と非公式に説明がみられたことは、軍次通報の通り。)

~~以上につき、貴見を以て、至急、回答せられたる。~~

3. 以上につき、貴見を以て、至急、回答せられたる。
 冒頭貴電ととも、最に特電 (T. B)

万博
 大政事外外儀管
 事務次長
 大臣官舎審長
 儀傳文会管轄
 人電厚計
 参折
 参領旅移
 参地中
 参北東
 参北北保
 参一
 参西東洋
 参東
 参近ア
 参経國
 参経國
 参技
 参理
 参条協規
 参政経科
 参社
 参領内外
 参二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 27376
 69年6月25日22時30分 米 国 主管
 69年6月26日11時56分 本 省 発着 米北

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理
 本土米供出計画

オ1941号 略

貴電米北/第1221号に関し

オオカワラ参事官は24日フィン部長及び25日シエナ随軍次官代理と次の通り会談した(木内同席)

(1) フィン部長は先般のグリーンワルド、ヨシノ公使との会談に即して米側の市場を保護するよう日本政府よりリュウキウ政府を説得してもらいたく、かかる前提に立つならば3万トンにつきACCEPTすることも可能なるべしと述べ、前記会談に対する日本側の回答に接したいと述べた。右に対して当方より國頭貴電の次第及び国会審議の過程等において3万トンという数字が表に出ざるを得ない事情につき説明を行なうとともに、グリーンワルド次官補の述べた農務省の数字のラインで処理することは非現実的なる旨指摘し、結論には達しなかつたが、フィン部長はさらに検討を行なう旨約するとともに、シエナ次官代理の意見をも改めてちようすることを示さした。

(2) シエナ次官代理にも國頭貴電の次第を説明したのに

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

対して同代理は、本土米供与にともなう見返り資金使用の態様、目的、リュウ政の資金運用能力、リュウ政あか字財政に利用することの可否等につき種々質問するとともに、米側としては特に農務省が国内の圧力を受けて困難な立場にあるが、事態の推移については陸軍省も多大の関心があるので、数量3万トンにつき一層検討を加える旨述べた。また次年度について触れられていないことは不幸中の幸いであり、次年度については日本側は3万トン以下に削減することは困難なるべきは容いに予想し得るも、少くとも一挙に大量な増加を行なわないということであれば関係者との話し合いしやすい点であると述べ、次年度については今回のごとき不測のまさつが生ぜざるよう予めじゆう分の打合せを行なつておきたいと付言した。以上とりあえず。

(3)

秘

(回覧番号 1535) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示	※ 総第	32719
平文	暗 略 (平)	※ 総第	32720 号
※ 合第 2562 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒	44.7.14 10.27	
YYYYY	大至急 (至急) 普通 LTF	※ 発電係 和	

電信課長 代 和

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長代	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和44年7月14日 起案者 石河 電話番号 446
--	--------------------------------	--

協議先

総務参事官 国際機関第一課長 北米才二課長	政策課長 経済協力一課長 経済協力二課長	大洋州課長 専門機関課長
-----------------------------	----------------------------	-----------------

在 米 下 田 大 使 臨時代理大使
 在 豪 甲 斐 総領事 代理

あて 愛知 大臣 発

電 在 大 使 臨時代理大使 あて
 伝 報 総領事 代 理

件名 沖縄向本土米供与内題(国内法案)

往電米北一合才225/号に因り
 12日 衆院本会議にて可決された。
 (3)

14 108
19

(昭和四二・七一改正)

GB-1

(回覧番号 1742) 外務省電信案 (分類 36658)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示	※ 総第	36659 号
平	暗 略 (平)	※ 合第 2831 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒
		44.8.7 20.45	
	大至急 (至急) 普通 LTF	※ 発電係	

電信課長 代 和

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和44年8月6日 起案者 佐藤 電話番号 445
--	-------------------------------	---

協議先

官房総務参事官 官房書記官	経済局長 総務参事官 国際機関第一課長 北米才二課長	政策課長 専門機関課長 大洋州課長
------------------	-------------------------------------	-------------------------

在 米 下 田 大 使 臨時代理大使
 在 豪 甲 斐 総領事 代理

あて 愛知 大臣 発

電 在 大 使 臨時代理大使 あて
 伝 報 総領事 代 理

件名 沖縄向本土米供与計画(法案)

往電米北一合才2562号に因り
 7月13日
 75
 本件法案は、5日の閣議で国会閉会時に参議院へ審議未了の状態で廃案となった。今後の措置として、閣議決定をとり直し、(上記に於て在京米家大使館に付電報を以て)

総務参事官 佐藤 445

(昭和四二・七一改正)

GB-1

存案、政府は、次回国会に於いて、了了した
 早期に本法案の成立を期す方針を以て、その旨に
 於いて、1970年(暦年)の後半分の現政向売程(1970年)
 正 当初の予定通り開始するための便法につき、目下
 検討中であり、右、確定次第通報する。
 ワシントン、12-2、シブナーに転電した。

(3)

GB-8

外務省

秘密表示(朱印)



部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	2	1	3
付		2	
取			

発送日	昭和44年8月7日
処理日	
発信	校直

文書課 公信案 (分類)

公信 番号	米北信 第 3165 号	公信 日付	昭和44年8月6日
大 臣	主 管	起案	昭和44年8月6日
政務次官			
事務次官	アメリカ局長		
外務審議官	参事官		
外務審議官	北米第一課長		
第一部長		起案者	石野 電話番号 K46
協議先			
受信者	在 米 下田大使 甲斐大使	発信者	愛知 外務大臣
写送付先		(希望発送日)	月 日
件 名	沖縄向本土米供与問題、合談録の送付		
GA-2	6-177	外務省	回覧番号

米北1合才3165号

昭和44年8月 6日

在外公館長殿

外務大臣

沖縄向本土米供与問題
会谈録の送付

本土米供与問題、に因り次ノ会谈録、
と別添各一部送付あり。

(1) 琉球政庁 翁長 農林局長 と 大河原
参事官 7月23日

(2) 琉球政庁 仲宗根 農政課長 と
北米一課 事務官 7月11日

GA-4

付属添付集、
本信送付先

外務省

(1) (2) 会谈録、左欄にあり

秘密表示(未印)

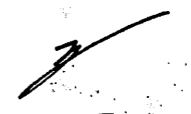
秘
無期限

郵数指示	預信用	執務用	備考
主 信	2	1	3
管	2	2	
目			

発送日 昭和44年8月26日
如理日
発信 タイプ 検査

公文書長 公 信 案 (分類)

公信番号 米北1合 第3406号 公信日付 昭和44年8月25日

大 臣	主 管	起案 昭和44年8月23日
政務次官	アメリカ局長	 起案者 石河 電話番号446
事務次官	参事官	
外務審議官	北米才一課長	
外務審議官		
官 房 長		
協議先		
受領先 米 下田大使 在 豪 甲斐大使	発信先 愛知外務大臣	
寄送付先	(希望送付日)	
件 名 沖縄本土米供与問題		

GA-2

25 23 外務省

回覧番号

米北合才 3406号

昭和44年8月25日

在外公館長殿

外務大臣

沖縄向本土米供与問題

往電~~米北~~1合才2831号に關し、
特別法案発案後の方針については政社
部内で検討中である、新聞報道に關連
して総理府より聴取した見解を参考として
に別添一部送付あり。

付属添付

本信送付先 米、蒙

別添合添付メモ欄にあり

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平	符号表示 略 平	総第 59912 号
※ A 第 4007 号	※ 昭和 44 年 12 月 19 日 分送	
大至急	至急 普通 LTF	※ 発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北 1 起案 昭和 44 年 12 月 2 日 起案者 石野 電話番号 446
---	------------------------------	---

協議先 経済局長 総務参事官 国際機関第 一課長	北米才二課長	政策課長 専門機関課長 大洋州課長
-----------------------------------	--------	-------------------------

在 米 下田 豪 甲斐 総領事	大使 臨時代理大使	あて 愛知 大臣 発
-----------------	-----------	------------

在 米 三浦 総領事	大使 臨時代理大使	あて
------------	-----------	----

件名 沖繩向本土米供与計画

往電米北一合才 2831 号に關し

1. 本件法案は米 62 臨時国会に再提出
され 2 日、原案通り成立した。
2. なお、琉球政府の強い要望があった
ことにも鑑み、つきあえり正月祝米

代
山
字
2 済 99
150

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

として明年分 3 万トンの枠内で 2 千トン
琉球政府に先立在庫はなし、在米
を 12 月中旬頃 沖繩向に輸出する
こととした。
但し、代金支払の方法については
本件 2 千トンに限り現金決済方式に
するとしていた。
昭和 44 年 12 月 2 日、
右在京米田大使館に通報済とした。
(米田大使館に電話)
米田大使館に電話した。
口下、口下、口下、口下に転電した。
那覇日本領事館長に転報した。

GB-3

外務省